

平成21年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成21年6月2日（火）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】 どうもお待たせいたしました。

これから平成21年度第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

委員の皆様、どうもご出席いただきまして、大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、本日は新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、事務局のほうからご紹介いただきたいと思います。

【区政情報課長】 今回、区議会議員選出委員のうち3名の方が新たに当審議会委員として委嘱されましたので、ご紹介をさせていただきます。

吉住健一委員です。

【吉住委員】 よろしくお願いたします。

【区政情報課長】 赤羽つや子委員です。

【赤羽委員】 よろしくお願いたします。

【区政情報課長】 川村のりあき委員です。

【川村委員】 よろしくお願いたします。

【区政情報課長】 以上の3名の委員が新たに委員となりました。

それから、新しく委員になられた方に現在の委員の方をご紹介させていただきます。

寄本会長です。

【会 長】 よろしくお願いたします。

【区政情報課長】 山口副会長です。

【副会長】 山口です。よろしくお願いたします。

【区政情報課長】 森岡委員です。

【森岡委員】 よろしくお願いたします。

【区政情報課長】 遅れておまして、まだお見えではありませんけれども、久保合介委員です。

ひやま委員です。

【ひやま委員】 よろしくお願いたします。

【区政情報課長】 鈴木委員です。

【鈴木委員】 鈴木です。よろしくお願いたします。

【区政情報課長】 小菅委員です。

【小菅委員】 小菅です。よろしくお願いたします。

【区政情報課長】鍋島委員は少し遅れるとのことですが。

福西委員です。

【福西委員】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】久保雅延委員です。

【久保雅延委員】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】今井委員です。

【今井委員】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】林委員です。

【林委員】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】続いて、事務局の関係職員を紹介させていただきます。

中山広報係長です。

【広報係長】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】直接審議会を担当します白井情報公開担当主査です。

【情報公開担当主査】白井です。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】私、区政情報課長の橋口と申します。よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、委員の皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、あらかじめ皆さんに送付していただいております資料につきまして事務局のほうからご確認をいただきたいと思っております。

【区政情報課長】それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、事前にお配りした資料ですけれども、本日の次第、新宿区立学校における個人情報の紛失についての報告資料、それから資料1の「年金からの住民税特別徴収開始に伴う電算システムの情報項目の追加について」から資料12の「訪問看護ステーション実習研修委託について」までとなっております。

本日、机上配付の資料ですが、次第の差し替えのもの、資料1の「年金からの住民税特別徴収開始に伴う電算システムの情報項目の追加について」の2枚目の差し替え資料、資料3の「長期優良住宅建築計画の認定事務に係る業務委託について」の2枚目の差し替え資料、並びに本年度の審議会の委員名簿でございます。よろしいでしょうか。

資料2の「地方税ポータルシステムにかかる年金特別徴収審査サービスの業務委託について」でございますけれども、さらに検討を要するというので、本日の次第からは削除させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

また、「新宿区立学校における個人情報の紛失について」の報告を最初にするということになってございますが、報告者の都合で大変申しわけないんですけれども、最後に報告をさせていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

資料についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】ありがとうございました。

資料1の「年金からの住民税特別徴収（引落し）開始に伴う電算システムの情報項目の追加について」のご説明をいただきます。それではご説明をよろしくお願ひいたします。

【税務課長】それでは、お手元の資料1の説明をさせていただきます。

件名といたしましては、年金からの住民税特別徴収（引落し）開始に伴う電算システムの情報項目の追加についてでございます。

おめくりいただきまして、2ページに事業の概要でございます。

事業名は年金からの住民税特別徴収（引落し）でございます。

担当課は税務課でございます。

目的は、地方税法、また区の条例の規定に基づきまして、年金からの引落しの実施をし、納税の利便性を図るとともに、徴収の効率化を図るためでございます。

対象者はごらんとおり、（1）、（2）を除きました住民税の納税義務のある65歳以上の年金受給者でございます。

事業内容といたしまして、1として対象の税額でございます。こちらは年金の所得に係る住民税でございます。対象の年金につきましては、老齢基礎年金等でございます。また、特別徴収義務者につきましては、年金を給付する者、いわゆる年金保険者でございます。

それから、4の特別徴収に係る通知ということで、年金保険者と区とが特別徴収を行うにあたりまして、情報を交換します。経由の地方税電子化協議会を通じてそれぞれ交換をいたします。この地方税電子化協議会を経由した外部結合については、既に情報公開・個人情報保護審議会承認をさせていただいております。

徴収の方法でございます。4月、6月、8月につきまして住民税の部分を特別徴収で引落しになります。これを仮徴収と言ってございます。住民税が確定した後に本徴収といたしまして、10月、12月、2月、それぞれ年金の給付に合わせた引落しになってございます。ただし、開始年度の上半期分につきましては従来の普通徴収になりまして、下半期から特別徴収という形で年金からの引落しになってございます。

それでは、3ページ、4ページでございますが、恐縮ですが、差し替え分を机上配付させて

いただきました。そちらの差し替え分でご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

保有課は税務課でございます。

名称は特別区民税・都民税でございます。

対象者は2ページと同様でございます。

それから、記録の項目でございますが、裏面の4ページをごらんいただけますでしょうか。追加する記録項目ということでそれぞれ表記してございます。基本的には、以前から給与等の特別徴収のシステム及び記録項目がございます。純粋に新規追加というものにつきましては、基礎年金番号、また年金コードというものになってございます。ただし、年金の引落とし用として、それぞれ従前の項目にも記録されるという観点から、すべての項目を記載させていただいてございます。

それでは、お戻りいただきまして、3ページでございます。

記録するコンピューターにつきましては区のホストコンピューターになってございます。

追加の理由でございますが、年金からの引落としにつきまして、既存の処理と整合性を図り、効率的に事務を行うために記録するものでございます。

それから、記録項目の追加の事務内容でございますが、年金保険者から対象者が送られてきてまして、年金保険者あてに特別徴収の依頼データを現状では7月に送付する予定でございます。また、死亡、転出等の変更。これは随時行うものでございます。それから年金保険者から引落としをした結果が11月ごろに来る予定でございます。あと、それぞれ通知ですとか、画面の掲載といったものが予定されてございます。

委託する場合における個人情報保護対策ということで、委託ではなく、自区内の開発となっております。

それから、追加の時期でございますが、7月に年金保険者あてに通知を実施しますので、審議会承認後、6月、速やかに実施する予定でございます。

なお、資料2につきまして、先ほどもご説明いただいておりますが、「地方税ポータルシステムにかかる年金特別徴収審査サービスの業務委託について」につきましては、内容をもう少し精査をさせていただいて、次回お願いする予定でございます。申しわけございませんでした。

資料の説明については以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

ただいまのご説明をお伺いしまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞご自由にお願

いたします。

どうぞ。

【川村委員】何分初めてですので、わからないことも多いのでお伺いしたいんですけども、今回、情報項目の追加ということなんですけれども、従来は、そうしますと、差し替えの資料に載っております基礎年金番号ですとか、こういう基本的なデータについても記録がされていなくて、今回この1、2にございます、そういうものを追加するということなんでしょうか。ちょっと基本的なことなんですけど、もう一度ご説明いただければと思います。

【税務課長】追加する記録項目でございますが、今まで給与の特別徴収もやってございました。そういった意味では、ここに書いてある調定額ですとか納税額、こういったものは従来から当然記録されているものでございます。ただし、年金の引落とし用ということで、やはり色分けといたしましょうか、別の記録という形で、やはりご審議していただいたほうが望ましいと思っております。載せていただきました。ただ、冒頭ご説明したように、基礎年金番号ですとか年金コードといったものは、従前は給与の特別徴収等ではありませんでしたので、これは新たに追加をするというものでございます。

【川村委員】ただいまのご説明で大体理解できたわけですが、そうしますと、今回のこの情報を追加することによって、新たに徴収の実務について効率化が図れるということの理解でよろしいわけでしょうか。

【税務課長】年金の特別徴収につきましては10月から実際の引落としが開始することになってございます。そういった意味で、件数も多うございますし、機械的に、やはり系統的に管理をしないと、効率的にも、また正しい処理といったものを、やはり手処理ではできませんので、システム化しまして記録をしていくことが必要であるということでございます。

【川村委員】そうしますと、参考までに、件数は何件ということになりますでしょうか。

【税務課長】今のところの試算、あくまでも試算なんですけど、約1万4,000件ぐらいを想定してございます。

【川村委員】結構でございます。

【小菅委員】ちょっと確認させていただきたいんですけど、情報の保護対策ですが、自区内対策という言葉だけなんですけど、具体的なデータベースの保管の仕方ですね、書庫の状況とか施錠関係、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

【税務課長】このホストコンピューターにつきましては、8階の情報政策課のほうで管理を記録してございます。あと端末が税務課のほうにございますので、それにつきましては、業務終

了後はシャットダウンしますし、あと外部からの施錠というようなことにつきましては、庁内でございますので、窓口等にはそういった施錠の部分はございませんけれども、庁内で、あくまでも外に出したりとかそういったことはなく、執務内で行います。そのような管理をさせていただきます。

【会 長】よろしいですか。どうぞ。

【ひやま委員】3ページ目の年金保険者から送付される特別徴収対象者から特別徴収可否判定を行い云々、特別徴収依頼データを送付するとありますけれども、今、川村委員の質疑の中で該当する件数が推定で1万4,000件とありましたが、この送付する事務手続というのは税務課ですべて行うんですか。

【税務課長】こちらの送付する部分につきましては税務課、すみません、LGWANを通して外部結合をしてございます。これについては昨年の個人情報審議会で承認いただいているところですが、税務課の職員がその操作を行うという形になってございます。

【ひやま委員】ということは、この事務処理、事務作業に関しては、税務課のほうで全部やられるという理解でよろしいですか。

【税務課長】こちらの電算処理等の実務につきましては税務課がやっております。ただ、ホストコンピューターの管理ですとか、プログラム修正ですとか、そういったものは8階の情報政策課と一緒にやるような形です。記録自体はホストコンピューターに記録されて、端末とかは、それが配信されて、見ております。ホストコンピューターで管理をしているような形になってございます。

【ひやま委員】すみません、ちょっと質問の仕方が悪いんでしょうか、送付手続の事務的な手続という。

【税務課長】大変失礼いたしました。対象者等の送付の手続等につきましては税務課で当然やらさせていただきます。失礼いたしました。

【会 長】どうぞ、林委員。

【林委員】基本的なことなんですけれども、これは後期高齢者のときにも以前問題になって、区民の皆さんがかなり混乱をしたんですけれども、これは65歳になると自動的に、1万4,000件の方かどうかかわからないですけれども、自動的に送られてきて、要するに納付書とかいう方式のあれはもう選択の余地がないのか。それから、自動的に来るとしたら、可否判定とかは何を行うのかというのが、ちょっと区民としてはあいまいもことしているの、不安に感じるところで、また後でもって説明をなんていうことになるかとあれかなと思うので、ちょっと教えて

いただければと。

【税務課長】まず、介護保険、また後期高齢者と国保がこの年金の引落としがもう既に始まってございます。介護保険については選択がございません。国保、後期につきましては選択制が採用されてございます。この住民税につきましては選択制が現在では採用されてございません。

ただ、この住民税の場合は、対象者が収入がおありになって、あくまでも課税の対象者、住民税を納める方になってございますので、非課税の方は対象になってございません。したがって、医療保険、介護保険等で例えば均等割といったような、収入等が少なくてもお支払いするようなことがあります。住民税は、一定の収入があり、住民税が発生している方が対象になってございます。

それからあと、可否判定でございませけれども、年金の保険者から年金の受給の情報が来まして、私どもで当然納税義務のない方は対象にはなりませんので、そこで一応判定をして、対象者を絞り込んで、それでまたその情報を年金保険者に送りまして、ご本人に給付する前に引落としをするというような流れになってございます。

【林委員】概略はわかりましたけれども、後期高齢者の方もそういう形でもって年金からの引落としの反面、最近送られているようで、要するにそういうふうな年金からの引落としに異論のある方はどうぞ元に戻しますから、納付方式に、こういう形にしてくださいという形のもが対象の家庭に送られていると思うんですが、翻って、こちらのほうについて、基本的には納付方式ではなくて引落とし方式に自動的にいくわけですか。大きいあれだと思うんですね、これは。区民がみんな徹底して知っているかどうかということですから。

【税務課長】10月から住民税につきましては引落としを行います。医療保険には口座振替との選択といったものがございます。

【林委員】選択の余地があるんですか。

【税務課長】住民税には選択の余地はございません。

【林委員】ない。

【税務課長】納付書等の選択の余地はございません。

これにつきましては私ども、先日、5月20日に特に関係のある高齢者クラブの会長会にお邪魔させていただいて、ご案内をさせていただいてございます。また、広報につきましても6月5日号に掲載予定でございまして、なるべく周知をして、あとチラシ等も出張所やことぶき館等に配布をして、なるべく目に入るような形で周知をしていきたいと思っております。

【林委員】ということは、もう選択の余地がなくて、引落としをされるということは区民の人に



も周知徹底されて行政の皆さんおやりになるようですから、そうすると、ここの審議会としては何を審議するのでしょうか。要するにこの個人情報にのっとった形での個人情報の取り扱い、その保護管理、その他、第20条から22条にのっとってのいろいろな問題のことについてのだけでよろしいので、やることについてはもう論ずる余地がないわけですか。決定なんですね。それちょっと私知りませんでしたので。わかりました。

【鍋島委員】ここ個人情報なので、ちょっとあれかもしれないんですけど、新宿区内の中には年金と、あと確定でマンションとかいろいろお持ちになって住民税を納めていらっしゃる方があるんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけど、そういう方々は年金から国民健康保険も納めていらっしゃるんですよね。そうすると、そういう人の税金は結構大きいと思うんです、住民税は。税金が引かれてしまって健康保険が落ちないと、保険料を納めることができないので無保険になっちゃうわけですよ。だから、そういう人たちには納付書を幾ら何でもお送りになると思うんです。年金のほうが少ないと、マンション収入なんかのほうが多い方がいらっしゃると思うので。ちょっとごめんなさい、個人情報なのに伺いますけど、教えてほしいです。

【税務課長】住民税で、まず年金のほうから引落としをした後に、あと国保、医療保険等の金額についてどうかということだと思うんですが……

【鍋島委員】というのではなくて、年金から払い落ちないぐらい収入がある人もあるわけです。そうすると、確定申告をしていますから、その人たちは住民税も年金額以上に納めている人も結構、新宿区はいらっしゃると思うんです。

【税務課長】申しわけありませんでした。この対象者のところですが、徴収額が年金の額を超える場合は対象者となりません。そうした場合には従来の普通徴収というような形でやるようになってございます。

【鍋島委員】順番として健康保険から落としていただけるわけですね、住民税からじゃなくて。じゃないと無保険になっちゃいますから。

【税務課長】住民税のほうが多いケースにつきましては、住民税のほうは引き切れませんので、そのまま年金の額が残っていますので、それは保険料ですとか、そういったものが差し引かれることになります。

【鍋島委員】保険料のほうに先に落ちて、その次に住民税が引かれるんですね。じゃないと無保険になっちゃいますよね。

【税務課長】無保険というようなどころにつきましては、先ほどご指摘がございましたけれど

も、国保や後期医療につきましては口座の選択制等がございまして、年金から強制的に引き落とすということではなくて、それぞれ選択ができるようになっておりますので、そういったことをご利用していただければというふうに思います。

【会 長】よろしいですか。

【鍋島委員】わからないけど、ここは個人情報なので、また誰かに聞きます。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。よろしいですか。

では、本件の取り扱いにつきましては、もしご異論がなければ承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

それでは、資料3の長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る業務委託についてでございます。ご説明をよろしくお願いいたします。

【建築指導課長】建築指導課長です。よろしく申し上げます。

件名の長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る業務委託についてご説明します。

資料にはございませんけれども、この長期優良住宅建築等計画認定事務は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務で、昨年12月5日に公布され、本年6月4日に施行される法律に基づく事務でございます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、事業の概要をお願いします。

まず、目的の欄につきましては、認定事務の概要を記載させていただきました。長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画につきまして、一定の基準に基づき、所管行政庁でございます区長が認定するというものでございます。この認定を受けると、この認定そのものを建築確認とみなす建築確認の特例と固定資産税や登録免許税などの税の軽減を受けることができるようになります。

対象者につきましては、認定を申請する方でございます。

事業の内容の欄には委託する業務を記載させていただきました。

①は、長期優良住宅建築等計画の認定を申請するもののうち、先ほどお話ししました建築確認の特例を受けるため、建築基準法第6条第1項に規定する建築確認申請の審査を申し出るので、構造計算適合性判定に準ずる審査を行う必要があるものは、所管行政庁は審査を行うこととされています。また、②は、長期優良住宅建築等計画の認定を申請するもののうち、登録

住宅性能評価機関の技術審査を事前に受けていないものは、その技術的審査をやはり所管行政庁が審査することとされています。

この2つの所管行政庁である区が行うこととされている審査業務のうち、上記の①につきましては、構造計算の審査を2つの機関でダブルチェックを行うという、姉歯事件以降の建築基準法上の改正がございまして、構造計算適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、審査事務の的確な運用を図るため、都知事が指定します指定構造計算適合性判定機関に構造計算の適合性の判定を委託したいと考えております。上記の②につきましては、審査事務を合理的かつ効率的に行う観点から登録住宅性能評価機関に技術審査を委託したいというふうに考えてございます。

次に、差し替えた資料をごらんください。件名は長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る業務委託についてというものでございます。左に別紙というふうに書いてあるものでございます。

差し替えて修正した部分は、4段目の、保有している情報の項目の右側の業務委託に伴い提供する項目または処理を依頼する項目の内容を、左側の保有している情報項目と同一に修正したものでございます。

裏面の4ページは、修正はございません。

まず、保有課につきましては、都市計画部建築指導課です。

登録業務の名称は、長期優良住宅建築等計画の認定事務でございます。

それから、委託先につきましては、事業の概要で説明しました①の建築確認の特例に係る業務の委託については、指定構造計算適合性判定機関から随意契約または入札により決定したいと考えております。②の住宅性能評価機関の事前審査を受けていないものの申請に関する業務委託につきましては、登録住宅性能評価機関からやはり随意契約、または入札により決定したいと考えております。

それと、情報はどのような媒体に記録されているか、またどのような媒体で提供するかにつきましては、どちらも紙ベースでございます。

それから、保有している情報につきましては、記載のとおり、申請者の方の住所、氏名。それと住宅の建築及び維持保全に係る資金計画。それと住宅の維持保全を行おうとする者の氏名。それと住宅の設計図書でございます。内容については、ここの括弧書きに記載されているとおりでございます。

また、業務委託に伴い提供する項目と処理を依頼する項目につきましては、保有している情

報と同一でございます。

委託の理由につきましては、①のほうにつきましては、審査事務の的確な運用を図るためでございます。また②の業務につきましては、審査事務を合理的かつ効率的に行うためでございます。

委託の内容につきましては、長期優良住宅建築等計画に係る構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に委託するものでございます。②の長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査を登録住宅性能評価機関に委託するものでございます。

委託の開始時期と期限につきましては、この法律が施行されます平成21年6月4日以降、継続して委託していきたいというふうに考えております。

あと、委託にあたり区が行う情報保護対策については、裏面の4ページの特記事項を、契約にあたり、契約書につけたいというふうに考えております。

それと受託業者としての情報保護対策につきましては、1点目が取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定するとともに、提供された情報は施錠できる金庫に保管することを実施させていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

【川村委員】受託事業者がここに定められているような情報保護対策がとれば、個人情報保護されるんだろうというふうに思うんですけども、指定構造計算適合性判定機関と登録住宅性能評価機関というのは、制度が始まったばかりという状況ですけども、具体的にはどういところがどのように運営されているのかお伺いしたいと思います。

【建築指導課長】①の指定構造計算適合性判定機関と登録住宅性能評価機関については、どちらも大体同一事業者がやっております。財団系で申しますと、日本建築センターとか、東京防災まちづくりセンターとか、これは東京都の外郭団体ですけど、あと民間では、民間の指定確認検査機関でございます、ちょっと民間の名前を出していいかどうかあれですけども、ERIとか大きなところがやっております。

【川村委員】そうしますと、今まで逆にそうした確認を受けたりというふうな業務はやられてこられたわけですけども、そうした業務の中にはこういう個人情報にかかわることとか、あるいはそういうものを守っていくような内容の業務というのは、これらの機関というのはこ

の間はあったのでしょうか。

【建築指導課長】19年6月の例の姉齒事件の建築基準法の改正に伴いまして、いわゆる構造計算のダブルチェック、ピアチェックということで指定構造計算適合性判定機関というなものが指定されたわけでございますけれども、通常の我々が扱っている確認図書につきましても、そういった機関に判定を常に依頼してございますので、そういった意味では確実にできる機関かなとは思っています。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、副会長。

【副会長】委託先との契約ですけど、これは例えば1年間で契約をして、発生して、それが5件の場合もある、3件の場合もあるというような感じのものか、個別案件ごとに委託をする関係なのかをご説明ください。

【建築指導課長】個別申請ごとに個別に考えております。

【副会長】今お聞きしたのは、徹底していただきたいなと思ったからなんですけど、特記事項の7項に資料の返還というのがありますけども、そうすると今のご説明だと、1件ずつ終わったらすぐお返しいただくということになりますよね。それでいいのでしょうか。

【建築指導課長】そのとおりでございます。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。よろしいですか。

もしよろしければ、本件につきましては了承ということでいいのでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

それでは、了承ということにいたします。

次に資料4の新宿区立児童館における指定管理者制度の導入についてのご説明をいただきます。それではよろしく願いいたします。

【子どもサービス課長】子どもサービス課長の長野でございます。よろしく願いいたします。座ってご説明させていただきます。

資料4の新宿区立児童館における指定管理者制度の導入についてということでございます。条例の根拠は、第14条第1項、指定管理者に公の施設の管理を行わせるということでございます。

1枚おめくりいただいて、事業の概要をご説明させていただきます。

事業名としては、新宿区立児童館における指定管理者制度の導入。

担当課は、子ども家庭部子どもサービス課でございます。

こちらの目的でございますが、弾力的で柔軟な施設管理を行い、住民サービスの向上を図るということでございます。

対象者は、18歳未満の子どもとその保護者でございます。

こちらのほうの児童館における事業の内容ですが、小学生の対応事業として、小学生を対象として定期的な季節行事の開催や児童館内でのクラブ活動への支援を行っております。2つ目が中高生対応事業として、中高生の日常的な居場所の提供や集いの開催を行っております。3つ目は子育て支援事業といたしまして、乳幼児とその保護者を対象とした事業、幼児サークルとか子育て自主サークルへの支援を行っております。4つ目が地域との連携事業ということで、児童館まつりなど、地域との連携事業の実施、地域団体との交流を行っております。

1枚おめくりいただきまして、この導入について対象となる施設ですけれども、22年度に3館ございます。上落合児童館、高田馬場第一児童館、北新宿第一児童館、こちらの3施設でございます。

施設の所管課は子どもサービス課でございます。

指定管理者の名称につきましてですけれども、これは第2回区議会定例会で条例改正ののち、公募型プロポーザルで受託される管理者が決定されるということでございます。

指定管理者が取扱う個人情報の業務ですが、専ら児童館の利用申請業務ということになります。

さらに細かく、指定管理者が取扱う個人情報の項目ですが、児童館の利用申請業務のところ取扱う業務としては、児童館利用者の住所・氏名・生年月日・電話番号、それから在籍する学校名と学年、それから保護者のお名前ということになります。それからあと、緊急連絡先として自宅以外の連絡先、または保護者以外の、おじいちゃん、おばあちゃん等を含めたお名前・住所・続柄・電話番号ということになります。

個人情報項目の記録媒体ですが、紙ベースでございます。

指定管理の開始時期及び期限ですが、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間でございます。さらに更新ということがあり得ます。

指定管理者としての情報保護対策としては、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定しておく。それと提供された情報については施錠できるキャビネット等に保管するというところでございます。

また、指定にあたり区が行う情報保護対策としては、協定書に別紙「特記事項」を付すとい

うことで、もう1枚おめくりいただきますと特記事項がついております。これは新宿区全体で共通して使われている特記事項ですが、指定管理者協定用のものとして、基本的事項から始まって、1項から13項までそれぞれ、個人情報保護の観点からこういった条件を受託事業者に課すという形で出ております。

ご説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見をよろしくお願いいいたします。

【小菅委員】ちょっと1点お願いしたいんですが、児童館等の安全確認や事故発生の際に活用されると、指定管理者がですね。そういう安全確認や事故発生の際に活用が予想されますけれども、そのほかにどんな活用のためにこういう名簿が必要なのかということが1点です。

それからもう1点は、過去の指定管理者、ほかの児童館でも過去にやっているとします。その活用の度合いや頻度など、もしわかったら教えていただけないでしょうか。

【子どもサービス課長】ただいまのことにつきましては、基本的には今委員がおっしゃられるように、児童の安全確保のために、やはり基本的には使っていくということでございます。

たまたま、こんなことはあってはいけないんですけれども、子どもが行方不明になっただとか、ただ、学童クラブと違って、児童館の場合は出入りが自由なんですけれども、おうちにも帰っていないとか、何かそういった場合について、緊急に連絡をするような場合。どこからか問い合わせがあって、それで保護者とも連絡がつかない場合にほかの連絡先があれば、そういったところで確認して、保護者の方にまた連絡ができるとか、そういった場合に使われると。

あと日常的には、いろんな事業をする際に、イベントを行う際に、子どもさんたちのお名前、学年だとかというのが記録としてあることによって、それが活用されると。そっちは運営の中で通常に使われる場合です。基本的にはやっぱり今委員がおっしゃられたように、子どもの安全確保のために、安否確認のために使うということが専らだと思います。

第2点目の過去にというふうなご質問ですが、昨年度、西新宿児童館と早稲田南町児童館につきましては指定管理をさせていただきましたので、今回ここでご報告させていただく内容と全く同じ内容のことを去年ご報告させていただきましたけれども、使う頻度としましては、基本的にそういった事故が起きないように行われておりますので、通常の運営状況の中での利用形態しか今のところございません。

以上でございます。

【副会長】先ほど聞いた、また契約期間の問題なんですけれども、利用申請というのは、毎年

洗い替えなんですか。というのは、簡単に言うと、指定の期間が5年とも読めるんですけども、中学生だって3年しか中学生の時代というのはないので、何かそこらはどうされるのか。そうすると、要するにつくられた名簿が不要になってくるものがあると思うんです。それを終了時、特記事項の7項を見ますと、指定が終了した場合に返すと、こうなっているんだと思うんですけど、そうすると、無駄なよくわからない記録が、不要なものが5年間、さっき申し上げたように、中学1年生で受けても3年で中学生は終わるわけですから、そういうところの管理がうまくいっているのかなという感じがするんです。1年ごとなら1年ごとで、名簿をつくりかえて前年分をこちらへ返すとか、何かそういう名簿の管理を、終了したものとか、使わなくなったものの名簿の管理というのを、今ご説明いただけないなら、そういうことをちょっと運用上、管理監督して指導していただきたいと思います。

【子どもサービス課長】現在、去年から指定管理が始まったばかりですので、まだいわゆる通常指定管理の期間が、一応基本的には支障がなければ5年間の契約、さらに5年後にまた再更新の審査をした上で、さらにまたもう5年ということで、委託と比べて安定的な運営、マネジメントが受託事業者さんにできるようにということで5年という期間を設けているわけですが、今副会長さんがご指摘のように、例えば中高生まで使えることになりましたけれども、例えば3年とか2年生で入られた場合については、確かに終わってしまうわけなので、基本的には5年間が終了して更新がなかったときに返却するというのが特記事項の7項の適用になるわけなんですけど、ただ、今ご指摘のように、そういった、もう館を利用することが考えられない児童の名簿についての対応につきましては、これからの対応を検討させていただきたいというふうに思います。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ。

【赤羽委員】児童館の指定管理者もまだこれから始まったばかりで、これから一つの流れをつくるとおもうんですけども、例えばこういった個人情報を管理する部分の責任者というのは、現場的にはやっぱり1人とかということは、まずあり得ないというふうに認識してよろしいんですか。どうですか。

【子どもサービス課長】取り扱う責任者というのは、基本的には、やはりその中の、例えば指定管理者であれば館長。それから基本的に、この後に報告として、項目の中に、高齢者サービス課さんのほうで行われますシニア活動館、地域交流館、いわゆることぶき館の関係のご報告もあると思うんですが、両方関与しているところがあります。例えば早稲田南町で言えば



児童館部門と地域交流館の部分、両方が指定管理となっております。

そういった場合については、まず指定管理者の責任者である館長さん、それと児童関係であれば児童館のリーダー、高齢者関係であれば高齢者のほうのリーダーと。そのあたりまでが基本的には個人情報をしっかり管理し、鍵のかかるところに最後、退庁するときにきちんとしまわれているかだとか、書類がきちんと整備されているかどうかのチェックをやっていただくということになるわけですが、ただ、そこに従事される職員もそれを利用することになるわけで、個人情報の管理についての周知徹底、研修の対象には全員がなるのかと思います。

【赤羽委員】今課長がおっしゃったとおり、例えば直営でやっているときの、やっぱり新宿区の職員が持っている公務員的なレベルというか、そういったことでのものがこの指定管理者の中できちんとそれが存続されるかというところが、結構こういった子どもの情報とかが漏れることがあると、やっぱり指定管理者はだめなんだということにもなりますし、現実には、例えば人の部分で、例えば非常勤の方の場合は地元の方が雇われるということもあると思うんです。そうすると、いろんな形でいろんなことが外に漏れてしまうようなことがあってもならないし、その辺はやっぱりきちんと、これから指定管理者を導入するにあたって、やっぱりそれなりの研修というか、指定管理者の方に考えてもらうのもいいし、また区としてやっぱりその辺も、特に個人情報ということできちんと教え込んでもらわないと、公務員の人が思っているものとは、民間とそこが違うわけですから、それはちょっと考えたほうがいいなということを感じました。

【会 長】林委員、どうぞ。

【林委員】今おっしゃったとおりなんですけれども、具体的に、例えば北新宿の例を待つまでもなく、日勤者と夜勤者の方が定期、不定期に採用されて、それで入れかわって勤務しているわけです。恐らく大体10時から5時ぐらいまでで日勤の方が帰ると、5時からすかさず夜勤の方が来て、最後までというような形で、父兄の人があれするまでやるんでしょうけれども、これは総合館でも、例えば図書館でも、生涯学習館でも、同じだと思うんです。

そういう形だと、館長さんは、今おっしゃったあれでいくと、日勤者ですから、10時から5時で帰りますよね。そうすると、帰っちゃった後のことは、今まさに心配されているとおりのことが事実あるんです。その取り扱いというのは、やっぱり新宿区の、聞いていた形の数年前までは、非常に、私も実際経験した者としてはいろいろ見せていただいたんですが、すばらしいマニュアルから鉛筆1本に至るまで、やっぱり新宿区の職員の方々が指導なさったり、実際に直営されていた場合はこんなにすごかったのに、指定管理者制度ということで、例えばレ

ガスなんか生涯学習センターなんかになっているわけですけれども、ああいうところのあれとしては、やっぱりだんだん新宿区の方が全部引き揚げちゃった後には、完全に民営化というような形になると、現にそういう心配というのはあるんじゃないかなというような、実際に私も見聞しましたけれども、例えばそこの北新宿のあれなんかは、今あそこに張り紙がしてあって、情報が漏れたわけですよ。その結果、児童のところ結構、脅迫文とかが行っていて、非常にそんな行為が行われる可能性があるということで、ガードマンが絶えず立って守っているということで、私も最近あちらのほうにふらっと行って、よくよく読んだら、そんなことが書いてあるものですから、やっぱりこういう指定管理のあれというのは、どこかにすきがあって、それから絶えず勤務している指定管理者の中には派遣の、要するにパートさんたちですね、主婦の方も多いですけれども、そういうような方なんかは、有資格者、無資格者は問わず、入れかわっていますので、そこまで徹底していく場合には副会長も言われたように、この覚書でいかどうかという問題をもっとここで絞って行かないと。

名簿の管理というのは、私も実際にここは鍵の施錠でもってあれだけでも、帰るときにはほかの人に託して帰らざるを得ないようなこともありましたから、もし新宿区が直営でやっていたらこういうことはしなかったんだろうなというようなことをかつて経験しました。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

【子どもサービス課長】これに関しましては、もちろん日勤者、夜勤者の問題はございますけれども、館長だけではなく、リーダー格の方が何人かいらっしゃるということなので、夜勤の部分もできればそういった、あらかじめ個人情報の管理者として名を挙げられた人が必ずどちらかにいるような形にできればしたいというのが1つ。

それからもう1点は、指定管理のところだけではなくて、直営から離れた館につきましては、実際にどのような形で児童指導が行われているかというのを、巡回指導と言うと余りにかたい形になるんですが、巡回を今現在、始めました。巡回を始めて定期的に通うことで、館の運営がどのようになっているか、児童への直接指導がどうなっているか。それで今委員がご指摘のように、個人情報の管理がどうなっているかも項目に入っております。それで毎週、毎週、今現在チェックしているところでございます。

【林委員】わかりました。

【会長】ほかにございますか。  
何か。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 そうしましたら、これは了承ということですのでよろしいですね

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 次は資料5にまいります。

資料5の新宿区立高田馬場シニア活動館、（仮称）新宿区立新宿地域交流館、（仮称）新宿区立山吹町地域交流館、（仮称）新宿区立北新宿地域交流館及び（仮称）新宿区立上落合地域交流館における指定管理者制度の導入につきましてご説明いただきたいと思っております。では、よろしく申し上げます。

【高齢者サービス課長】 よろしくお願ひいたします。

これは報告事項でございまして、先ほどの児童館と同じ指定管理者の導入でございます。

1枚めくっていただきまして、事業の概要でございます。

事業名のところに施設が出ておりますが、高田馬場シニア活動館、それから仮称と以下なっておりますが、これは現在ことぶき館という名称でございまして、地域交流館という名称変更を予定しております。（仮称）新宿区立新宿地域交流館、（仮称）新宿区立山吹町地域交流館、（仮称）新宿区立北新宿地域交流館及び（仮称）新宿区立上落合地域交流館における指定管理者制度の導入でございます。

担当課は高齢者サービス課、目的は柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を導入いたします。

指定管理者が行う事業内容ですが、シニア活動館あるいは地域交流館という施設の設置目的に関する事業の実施と、施設の団体登録、利用の承認、利用の不承認などに関すること。それから施設設備の維持管理に関することということでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ目でございます。

その施設の名称でございまして、先ほど申し上げました高田馬場シニア活動館と仮称の4カ所の地域交流館でございます。

指定管理者でございまして、来年、22年4月からの指定管理導入に向けまして、ことしの6月中旬あたりから事業者の公募を行いまして、審査ののち、21年12月に決定をいたしまして、第4回区議会定例会に付議する予定でございます。

指定管理者が扱う個人情報ですが、施設の利用者及び施設を活用した事業の利用者に関することございまして、具体的には氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・FAX番号・緊急連絡先（住所・氏名・電話番号・続柄）というところでございます。

個人情報の記録媒体は紙で、指定管理の開始時期は22年4月1日からの5年間です。

その他の情報保護対策、あるいは区が行う情報保護対策から、次のページにつけております指定管理者協定用特記事項、これにつきましては先ほどの児童館の場合と同じでございます、先ほどご指摘を受けましたことにつきましては、子どもサービス課長とあわせて協議して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ。

【林委員】ちょっと例にとると、例えばここに（仮称）新宿区立北新宿地域交流館とありますけれども、これは現在あそこにある生涯学習センターの中のどこかを指しているんですか、それとも新設されるのでしょうか、まずは。

【高齢者サービス課長】これは北新宿、今現在ことぶき館と呼んでおりますが、建物的には出張所なり、建っている建物の中の一部でございます。

【林委員】旧出張所のほうのあれのことですか。

【高齢者サービス課長】そうです。

【林委員】前のほうのあれなんですね、北新宿3丁目の公園の中にある生涯学習館の総合館ではないんですね。

【高齢者サービス課長】こちらは北新宿の第一と呼ばれているところでございます。

【林委員】それとあと個人情報に関してなんですけれども、恐らくそうすると、ちょっと教えていただきたいんですけれども、現在、この名簿というよりも、これだけの個人情報の項目について、管理運営は指定管理者の方がやられるんでしょうけれども、例えば今ほとんど新宿区はオンラインのほうに、あそこは特に進んでいますから、すばらしいエンジニアがあそこにいるから、あの人たちがやっているんで、コンピューターでやっていると思うんですけれども、そうするとそのコンピューターの個人情報の保護は、大体、第三者が見ようと思うと要するに見られる部分もある、全部見られないようになっているかどうかわからないけれども、見られる部分もあるんですけれども、要するにコンピューターの中での個人情報の管理というのはどういうふうに考えられていますか。

【高齢者サービス課長】このことぶき館、地域交流館に名前を変えますけれども、そちらのほうではコンピューターベースではなくて紙ベースで管理をする予定でございます。

【林委員】申請なんかも全部あれですか、紙ベースでやられるから、要するに画面を見ての申し込みはできないわけですね。

【高齢者サービス課長】そうですね。

【林委員】じゃ。ほかとはちょっと違うんですね。わかりました。

【会 長】どうぞ。

【ひやま委員】参考までに1点教えていただきたいんですが、3ページの個人情報の項目、緊急連絡先（住所・氏名・電話・続柄）、ございますよね。シニア活動館ですとか地域交流館でこういうふうに登録をされる方はある一定の年齢以上の方々だと思うんですけども、同じ場合がありますよね。電話番号とか緊急連絡先が自宅になっているというようなケースが考えられると思うんですが、その場合はあえて緊急連絡先としては、どこかほかの連絡先を書かせるんですか。

【高齢者サービス課長】ご家族がご家庭にいらっしゃれば、そのまま同一の住所で構わないと思いますけれども、おひとり暮らしの場合には、また別途、連絡の通じるところというところを書いていただくようにしております。

【ひやま委員】じゃ、ご家族と同居されている方に関しては基本的に、ご本人の電話番号、住所と緊急連絡先は同一でも構わないということですね。

【高齢者サービス課長】そうですね。やはりお近いほうがよろしいですし、ただ、ご家族が例えば外出がちとかということでしたら、また別なところということも考えられますが、とにかく連絡がすぐ通じるところいうことを前提に考えております。

【会 長】よろしいですか。どうぞ。

【鍋島委員】今の関連ですけど、そうしますと、ご本人じゃなくて、どなたか連絡するところを書かれるわけですね。その方の一応個人情報なので、同意を得てここに登録されるということになりますか。

【高齢者サービス課長】そうですね。それは利用される方が連絡先の同意を得ていらっしゃるという前提で書いていただくことになります。

【鍋島委員】そうすると、特にここからではなくて、ご本人にその旨をきちんと紙ベースか何かで緊急連絡先、よく緊急連絡先を書くときには本人が署名して書いてくださいということがありますよね。今、個人情報ですから、やっぱりそのくらいにしないと、私は知らないのにこういうところに載ってしまって、もし流れた場合だったらおかしいんじゃないのという話になるかもしれないと思って。そういうことを個人情報のここで許していいのかなと思ったもので

すから。

【高齢者サービス課長】先ほど申し上げましたように、私どもは緊急連絡先として書くということをもうご承諾なさっているということを前提に受け付けておりましたので、そのように申し上げましたが、そこまでちょっと考えておりませんでしたので、こちらのほうは持ち帰り検討させていただきたいと思います。

【鍋島委員】お願いします。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件につきましては了承ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

次は6にまいります。認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業の業務委託についてでございます。どうぞ説明ください。

【高齢者サービス課長】こちらも報告事項でございます。

1枚めくっていただきまして、事業の概要をご説明させていただきます。

事業名、認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業でございます。

目的でございますが、認知症のある高齢者の方を在宅で介護していらっしゃる介護者の方にホームヘルパーを派遣いたしまして、介護者が困っている精神的・経済的負担の軽減、これを図るとともに、リフレッシュする機会を創出するということを目的としております。

対象者でございますが、そこに書かれている（１）、（２）をいずれも満たされる方を在宅で日常的に介護していらっしゃる区民の方を対象とします。

（１）とございますが、これは被介護者でございますが、新宿区に住所を有する65歳以上で在宅の方。それから「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」、これを満たす方でございますが、1枚めくっていただきまして3ページでございますが、その下の段に認知症高齢者の日常生活自立度判定基準というのがございます。これはランクⅠからMまでございますが、本事業で対象としておりますのはランクⅡからMでございます。ランクⅠというのはほとんど影響ないとみられる状態でございますが、ランクⅡ、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できるという状態の方からということでございます。この2つの条件を満たす方を介護していらっしゃる方というのが対象者でございます。

あと、加えまして、上記のいずれにも該当する方ですが、その高齢者がおひとり暮らしとい

う場合には、この方に介護者がいないときは、この認知症高齢者のご本人様を対象とすることもできるという制度でございます。

次に事業内容で、利用の流れでございますが、対象者の申請に基づきまして、地域包括支援センター、現在では高齢者総合相談センターという呼称で呼んでおりますが、その職員が認知症高齢者、介護者の状況を把握すると。把握の結果を区が受けまして、利用者に対して利用決定通知とリフレッシュ券というものをお送りします。また、あわせて訪問介護事業者に認知症高齢者及び介護者の状況と派遣依頼というものをお送りします。③になりますが、利用者の方は訪問介護事業者と利用日時・支援内容を調整していただくということになります。④ですが、事業者は区と調整した内容を事前に連絡した上で、ヘルパーを派遣すると。ヘルパー派遣は事前に差し上げておりましたリフレッシュ券と引きかえに実施するというところでございます。リフレッシュ券は1枚あたり1時間という換算でございます。⑤ですが、事業者は区へリフレッシュ券を添えて報告をするという流れになっております。

それから、支援内容でございますが、そこに書いてありますとおり、見守り、話し相手、散歩の付き添い等の外出介助、調理、洗濯、掃除等の家事援助ということですが、支援を実施している際に生じたやむを得ない場合の身体介助、トイレとかそういうところでございますが、そういうところも含むということでございます。

このリフレッシュ券でございますが、その他のところにも書かせていただいておりますが、利用時間は年間で24時間という形で限度とさせていただきます。1回の利用時間は6時間以内。利用できる日時は年末年始を除いた毎日の午前9時から午後5時まで。利用していただきますと1時間あたり300円。これは1割負担というところでございます。300円を徴収させていただきます。

それから、ページを2枚めくっていただいて、4ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうは、まず地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）に対する個人情報の収集を伴う委託事項でございます。高齢者総合相談センターに委託に伴い処理させる情報項目ということでございますが、認知症高齢者ご本人の基本情報として、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、それから家族状況、介護保険情報、健康状況、生活状況。それから、認知症高齢者を介護されている方の基本情報として、氏名、住所、性別、生年月日、続柄、電話番号と介護の状況、希望する支援内容。それから、緊急連絡先、これは全く第三者でございますが、氏名、続柄、電話番号でございます。

それから、記録媒体は紙ベースで行います。

委託理由というところでございますが、地域で高齢者を支える基幹的な相談機関である高齢者総合相談センター、ここにご本人様の同意に基づいて申請の受け付けや、認知症高齢者、介護者の実態把握ということをやっていただきまして、効果的に事業を実施していこうということでございます。

委託の内容は、そこに書きましたとおり、高齢者総合相談センターで申請を受け付けて、認知症高齢者、介護者の実態把握を行い、記録票を作成すると。作成した記録票は区へ送付するという委託内容でございます。

委託の開始時期ですが、7月1日からを予定しております。

契約にあたり特記事項、それから情報保護対策としては、取り扱う者及び責任者をあらかじめ指定し、情報は施錠できるキャビネットに保管するというところでございます。

それから次のページ、5ページ目でございますが、こちらのほうは業務委託を締結した訪問介護事業所のほうに重要な個人情報の提供を伴う委託でございます。

委託先が、業務委託契約を締結した訪問介護事業所。

情報は紙媒体で提供します。

保有している情報項目、これは先ほどの高齢者総合相談センターで収集した情報、こちらのほうを訪問介護事業所のほうに提供いたします。

委託の理由といたしましては、そこに書かれているとおりでございますが、認知症高齢者ご本人、介護者の状況を訪問介護事業者適切に提供することにより、安全・安心なホームヘルパーの派遣を実現してというところでございます。

委託内容でございますが、この辺は先ほどと同じでございますので省略させていただきます。

委託開始は7月1日から。

情報保護対策につきましては、先ほどの地域包括支援センターと同一でございます。

説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

では、どうぞ、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

【林委員】5ページの委託先なんですけれども、これが指定ヘルパーさんの派遣先になるんですけれども、業務委託契約を締結した訪問介護事業所というのは、要するに現在、新宿区でやられていますけれども、包括支援センターのほうでもケアマネジャーさんを含めて契約をされていますよね。そちらのほうとイコールなのか、それとも全くこれから広く、民間のそういうケアの会社、数百社、数千社あると思うんですけれども、そこから選ばれるんですか。そ



れとも既にもう包括支援センター等のあれでもって派遣を実施されたり、ケアマネジャーさん等のあれがされている会社なのか、その辺はどうなんですか。

【高齢者サービス課長】包括支援センターとはまた違いまして、別の会社さんになりますけれども、基本的にはご本人様が日ごろ使っていらっしゃるというのが一番慣れていてよろしいのかなとは思いますが。また、区のほうでこの事業に賛同してくださる事業者ということで名簿もつくっておりますので、そちらのほうの事業者というところになります。

【林委員】そうすると、そこに対しても、この特記事項の覚書、抜粋されたものだと思うんですけども、要するにこれはパターン化されて、非常に、約款みたいなものですよ。先ほどの課長が説明されたときも、この特記事項のあれだったんですけども、あまねくこれを使われるということですかね。

【高齢者サービス課長】そうですね。基本的にはこれを使います。

【林委員】かなりオールマイティーなあれですね、これは、特記事項としては。

【高齢者サービス課長】そうですね。

【林委員】わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

それでは、次にまいります。資料7にまいります。家族介護者等支援事業参加支援実施の業務委託についてでございます。どうぞご説明をお願いします。

【高齢者サービス課長】今ちょっとこちら、利用者向けの案内チラシを机上配付させていただいております。こちらも報告事項でございます。またページをめくっていただきまして、2ページ、事業の概要のところをごらんください。

事業名でございますが、ちょっと長いんですが、これは1回区切るとわかりやすいんですけども、家族介護者等支援事業、その事業がございます、その事業に参加支援を実施するところがございます。

目的のところがございますが、家族介護者等支援事業。これは介護保険法に基づく地域支援事業というところがございます、今お配りしましたチラシ、このような家族介護者教室交流会、あるいは家族介護者外出プラン、このようなものがございます。このようなものに参加するという場合でございますが、目的のところの4行目のところになります、高齢者を現に介

護していらっしゃる区民の事業参加への利便を図るため、介護者の方がこの事業に参加されると。その間、被介護者の訪問介護、通所介護の利用支援を行うことを目的といたします。通常この家族介護者教室、交流会ないし家族介護者外出プランと、このあたりになりますと、通常は介護保険法のデイサービスとか、そういうところを利用していただくんですけども、それが利用できない方もいらっしゃる。そういう方のためにこの参加支援というものを実施しております。

これを利用できる方ですが、対象者ですけれども、（１）で、介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けていない方を保護していらっしゃる方。それから（２）ですが、要介護認定、要支援認定を受けていますが、現に介護保険サービスを利用していらっしゃらない方を介護している方というところが対象者の方でございます。

事業内容、支援の流れでございますが、区は対象者の申請に基づき、介護者及び被介護者の状況を確認するというところでございまして、例えば具体的にこちらの介護者教室ないし外出プランをご利用されたいという方がございまして、その方がその日は被介護者の方をちょっと見てもらえないかというときでございまして、そういうところで申請していただきますと、区は事業者と支援内容・利用日時を調整いたしまして、対象者に対し決定通知を送付し、事業者は区が指定した日時・場所において、訪問介護・通所介護をするというところでございます。

サービス内容ですが、訪問介護につきましては排せつ介助・更衣介助・食事介助・体位交換・見守り等とございまして、１時間を単位として８時間以内。それから通所介護につきましては、送迎から日常生活介護等ということで、６時間から８時間の範囲内というところでございます。これはどちらも１割負担というところはお願いしておりまして、訪問介護におきましては１時間300円。それから通所介護におきましては１日1,000円というところで、費用負担というところをお願いしております。

サービス提供後、事業者は実績報告書を提出して、区の算定に基づきこの費用を徴収するというところでございます。

次、めくっていただきまして、３ページです。

この家族介護者等支援事業参加支援事業の訪問介護事業者・通所介護事業者への業務委託でございます。

情報は紙媒体で提供いたします。

それから、保有している情報項目、提供する情報項目でございますが、被介護者の基本情報として、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、それから介護保険情報、身体状況、認知症

の状況、現在の病気、既往歴、服薬の内容。それから対象者の介護者でございますが、基本情報として氏名、住所、続柄、電話番号、それから希望する支援の内容です。それから緊急連絡先として、第三者の方の氏名、続柄、電話番号でございます。

委託の理由といたしましては、対象者が安心して介護者教室なりに参加できるよう、また、この事業に対応できる規模と実績を有する訪問介護事業者・通所介護事業者に委託することで、安全な介護を提供できるというところでございます。

委託内容は先ほどのとおりでございますが、委託の開始時期、ここはちょっと6月15日と書かせていただいておりますが、実際のところは5月から介護者教室を開催しておりますが、ほとんどの方はそれぞれデイサービスとかを利用されておまして、利用はございませんで、6月15日と書かせていただいたのは、6月26日からの観劇会、明治座を予定しております。今までコマ劇場に行っていたんでございますが、なくなってしまったので、今年度から明治座というところになりまして、その関係で6月15日ということで書かせていただいております。

あと情報保護対策等は今までと同一でございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それではどうぞ、ご質問、ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。皆さん少しお疲れですけれども。よろしいですか。

どうぞ。

【小菅委員】在宅介護の時代で、家族が介護をしている、そのリフレッシュということで、大変画期的な事業であり、明治座の観劇ができるなんていうことは大変素晴らしいことではないかと、大いに奨励したいと思っております。素晴らしいことだというふうに思っております。

その中で、3ページの登録業者なんですが、選定する基準といいたしめようか、想定されるような業者の氏名、あるいは業種、今ある程度把握していますでしょうか、どうでしょうか。大変高度の情報が渡るわけですので、どんなものでしょうか。

【高齢者サービス課長】すみません、今ちょっとリスト等は持ってきていないのでございますが、通常このような業者は利用されているところということでございまして、確かに内容としては高度な内容というふうに入っておりますが、ヘルパーさんに見てもらう場合には、やはりその方の病歴とか日ごろの生活状況とかがわからないと安心して見てもらうことができないというところがございます、これだけの情報を提供するものでございます。

また、事業者につきましては、区のほうでやはり情報はつかんでおりますので、その辺のと

ころは区のほうでしっかりと監視はしていきたいと考えております。

【小菅委員】大いに期待している事業ですので、よろしく申し上げます。

【会 長】ほかにございますか。

それでは、本件につきましては了承ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

次に資料8にまいります。新宿区おたっしや運動出前講座の業務委託についてでございます。これを説明ください。

【高齢者サービス課長】こちらも報告事項でございます。ページをめくっていただきまして、事業の概要をお開き願います。

事業名、新宿区おたっしや運動出前講座事業でございます。

目的でございますが、このおたっしや運動の出前事業というものは、介護保険法に基づく地域支援事業ということでございます。区では今、介護予防教室というのを開いておりまして、その教室の終了者、あるいはお元気な高齢者の集まりの方で介護予防に関心のある、自主活動をやっているグループ。そういうところが率先して、みずから介護予防に関する運動習慣をつけるというところで活動をしていらっしゃるグループに具体的な運動方法の指導を行うというところを目的とするものでございます。

対象者ですが、まず（1）で介護保険法に基づく要介護認定や要支援認定を受けていない方、区内在住の方、65歳以上の方、医師から運動を禁止されていない方、継続して介護予防に取り組む意思があることということでございます。

事業内容でございますが、区は対象者の申請に基づき内容を確認するというので、大体5名ないし15名ぐらいの高齢者のグループというところを想定しております。そこから上がってきましたら、対象者に対して出前講座を決定いたしましたという通知をいたしまして、そうすると対象者の方々が基本的には会場とかを用意されておりますので、そこに事業者が、対象者が指定した日時・場所において講座を開催するというところでございます。

講座の内容ですが、そこに書かれております筋力トレーニング、バランストレーニング、あるいは継続的な運動習慣が形成されるような講習・実技の出張指導というところでございますが、内容につきましても高齢者グループの方とご相談させていただきながら進めていこうと考えております。

講座が終了いたしましたら、出前した事業者は実施記録等帳票を整備して、また利用者の運

動習慣の形成がされたかどうかというところの評価を行いまして、区に帳票なりを提出するという流れでございます。

1枚めくっていただきまして、重要な個人情報の提供を伴う委託等でございます。

委託先は介護予防運動指導事業所のうちから選定ということで、これは今後入札を予定しております。

情報は紙媒体で提供いたします。

保有する情報項目ですが、対象者（申請者）、これは代表者でございますが、すみません、性別と書いてございますが、性別は問いませんので、恐縮ですが、性別の欄は消してください。申しわけございません。代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号。それから参加者、これはグループ構成員ですが、お名前と年齢でございます。

委託の理由は、これら対象者の高齢者グループに対して適切な運動指導を提供できる事業者によって、効率的に介護予防効果を上げるというところでございます。

それから、委託内容で、上の3つは先ほどご説明いたしましたが、下のところでございます。講座の流れでございますが、大体90分を1つの流れと考えておりまして、その中で、まずは体調確認をさせていただき、その後、介護予防に関するミニセミナーを行って、その後、運動プログラムを実施します。まとめていただいて、最後また体調確認をしていただくというところでございます。

委託は7月1日から開始したいと考えております。

情報保護対策等はそこに書かれているとおりでございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ。

【小菅委員】新宿区が行う在宅福祉事業のやはり大変ユニークな、素晴らしい事業ではないかというふうに思います。前回の事業と引き続き、ぜひ奨励していただきたいと思います。

その中で、保有する情報の項目の中で、当審議会としては逆の発言になるかもしれませんが、対象者の運動歴とか、過去のですね、どういうことを運動したのかとか、病歴のようなものが必要ではないのでしょうか、逆に言うと。そういうこともあったほうが、何かのために、事故があってははいけませんが、事故対応や事業拡大のために、過去自分が体験した運動歴とか病歴とか、さらにかかりつけの医師とか、そういうものを情報の中に入れておいたほうが、運動としては発展・機能拡大するんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

【高齢者サービス課長】そのとおりでございまして、それらの情報につきましては、この介護予防運動指導事業者、こちらのほうが直接、当日その会場において、事前に先に体調確認とか申しあげましたけれども、その中で、通常はアンケート用紙みたいなものに直接ご本人様に書いていただいて把握しているという実態でございます。

【小菅委員】高齢者ですから、気を使って十分検討いただきたいと思います。以上です。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ。

【鍋島委員】本当に素晴らしい事業だと思います。

それで、わからないんですけど、申請者と参加者というのは、これは同じ場合も違う場合もあるのでしょうか。

【高齢者サービス課長】すみません、ちょっとわかりにくい書き方をして申しわけございません。要するに高齢者の方の5人から15人ぐらいのグループでございまして、その中の代表者の方、これは申請者という形で呼んでおりまして、その方は住所、氏名、電話番号とか書かせていただきますが、あとはグループ構成員の方が参加者という、ここでは表現をさせていただいております、その方々はお名前と年齢だけという形で書かせていただいております。

【鍋島委員】ありがとうございました。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ。

【久保雅延委員】先ほどから緊急連絡先というのが出ていたんですけども、今回のこれにはないということでもよろしいんですか。運動していますよね。逆に緊急な場合が、発作とか。その辺は今回はないということでもよろしいんですか。

【高齢者サービス課長】これもこの介護予防運動指導事業者、こちらのほうが事前に体調確認をいたしますが、そのときのアンケートの中に書いてもらうという形でございまして、区から情報提供するというよりも、事業者が直接会場でそのグループからお聞きするというところでございます。

【久保雅延委員】じゃ、その管理は委託先が責任を持って扱うということでもよろしいですか。その辺、区から指導はしないですか。

【高齢者サービス課長】区からの指導ということは、下の特記事項に書かれている形の指導は、一般的な形ではいたします。

申しわけございません、先ほどから私、この事業者のほうが緊急連絡先なり病歴なりを集め

るというふうに申し上げておまして、それは間違いではございませんが、それにつきましては、この個人情報審議会のほうに別途、事業者に収集させるというような形の報告が必要でございました。その辺はちょっと、申しわけございません、失念しておりましたので、次回、別途ご報告させていただきたいと思います。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ。

【副会長】すみません、ちょっと制度のことで恐縮なんですけど、介護支援というのは、日ごろちょっと疑問を持っていたので、介護保険料は大体平等に負担をしていると、一応そういうふうに理解しまして、だけど実際に支援を受ける方と受けない方がいて、支援を受ける方は当然受けるからその利益を得ているわけなんですけど、支援を受けていない方は、結局保険料だけ払って支援を受けていないというのは、結局不利益かなといつも思っていたんですけど、今回のこの提案は支援を受けていない方に何らかのサービスをしようということで、それはいいことだなということでわかったんですけど、支援を受けている方と受けていない方について、新宿区の場合、どれくらいの人数とか割合とか、何かわからないんでしょうか。どういう実態なんんでしょうか、これは。

【高齢者サービス課長】申しわけありません、そこまで今ちょっと資料がありませんし、実は介護保険制度そのものは、私ども高齢者サービス課ではなくて、介護保険課のほうになっておまして、私ども、介護予防事業というのは高齢者サービス課のほうでやっております。ですから、今のご質問のお答えができるかどうかはちょっと介護保険課とも相談しながら、次回お邪魔させていただきますので、そのときに提供できたらご提供したいと考えております。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにございますか。

では、本件は了承ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ただ、先ほどのお約束としてありましたね、その点はよろしく願いいたします。

【会 長】それでは、次の項目にまいります。

資料9です。新宿区立図書館3館（四谷・大久保・角筈）における指定管理者制度の導入についてでございます。どうぞご説明ください。

【中央図書館管理係長】すみません、中央図書館長は教育委員会のほうへ出ているものですから、中央図書館の管理係長が報告事項をご説明させていただきたいと思います。よろしくお願

いたします。

資料の次のページを開けていただくと事業の概要が載っております。新宿区立図書館3館（四谷・大久保・角筈）における指定管理者制度の導入でございます。

担当課は、教育委員会の中央図書館でございます。

事業の目的は、民間事業者の経営ノウハウや創意工夫を生かした事業展開、ニーズへの対応。2つ目は、専門的人材の確保及び効率的人材配置。3つ目は、柔軟な発想による経費の合理的・効果的な運用による経費の縮減でございます。

対象者は、都内在住者、区内在勤者、区内在学者、それから団体利用者でございます。

事業の主な内容でございますが、図書館資料サービスとしまして、図書館資料の閲覧、資料の館外貸し出し、資料の予約サービス等でございます。

それから児童サービスといたしまして、第二次子ども読書推進計画を策定しておりますので、読書活動推進事業を行う。それから学校等の図書館との連携がございます。また、お話し会・映画会等、各種事業を児童サービスとして行っております。

家庭配本サービスは、図書館に実際においでになれない方に対して家庭配本のサービスを行う制度でございます。

その他のサービスといたしまして、図書館資料の複写サービス。それから図書館資料のリサイクルサービス。さらには指定図書館が行う新たな図書館サービスという形になっております。

施設管理運営業務でございますが、図書館施設の管理運営が入っております。

次のページでございますが、指定管理者の導入につきまして、改めて施設の名称をご報告させていただきます。新宿区立四谷図書館・新宿区立大久保図書館・新宿区立角筈図書館の3館でございます。21年度、今年度から導入しております地域館8館の導入の第2年度になります。今回のこの3館につきましては、地域センターに併設された3館でございます。

指定管理者が取り扱う個人情報の業務でございます。利用者登録、家庭配本サービス、利用者登録の団体分でございます。それから図書館サポーター制度、図書の寄贈、区長へのはがき、実習生・インターンシップ・体験学習の受け入れ、外国語によるお話し会、それから、恐れ入りますが、「新宿区立オンライン」になっておりますが、こちらに「新宿区立図書館情報システムオンラインネットワークシステム」ということをご理解いただければと思います。図書館情報システムにつきましては、次にご説明いたします指定管理者が取り扱う個人情報の項目のほうに正しい名前が載っておりますので、恐れ入りますが、「図書館情報システム」がちょっと漏れておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。それから、その図書館情報シ



テムのインターネットの予約がございます。さらに図書館資料等の貸し出し、こちらが指定管理者が取り扱う個人情報の業務になっております。詳細につきましてはまた後ほどご説明をさせていただきますと思います。

個人情報の記録媒体でございますが、紙と電磁的記録でございます。

指定管理の期限につきましては、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4カ年を予定しております。

指定管理者としての情報保護対策でございますが、個人情報保護法及び新宿区個人情報保護条例に基づき、個人情報保護規準を定め、厳重に管理を行うこととする。具体的には取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定するとともに、提供された情報は施錠できるキャビネット等に保管することとし、また、個人情報保護に関する研修も実施する。

指定にあたり区が行う情報保護対策でございますが、新宿区個人情報保護条例、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区教育委員会中央図書館情報セキュリティ実施手順の遵守。このことにつきましては、協定書に別紙「特記事項」と一緒に付記いたします。

それから、指定管理者が取り扱う個人情報の項目でございますが、先ほどご説明したとおり、利用者登録の個人と、それから団体がございます。家庭配本サービスがございます。図書館サポーター制度、図書の寄贈、ホームページのご意見欄、区長へのはがき、大学生・高校生を中心とした実習生・インターンシップ、さらに中学生を中心とした体験学習の受け入れ。外国語によるお話し会、これはネイティブな外国語ということで、外国人による外国語のお話し会を想定しております。新宿区立図書館情報オンラインネットワークシステム、図書館情報システムのインターネット予約、図書館資料の貸し出し、視聴覚資料の貸し出しということになっております。

さらに指定管理者が行う特記事項としまして、先ほど来、ご説明しております13項目の特記事項を付与する予定でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

どうぞ、川村委員。

【川村委員】既に指定管理者を導入している館もあるわけですがけれども、こちらのほうでの不都合等はないと思いますけれども、運用の状況がどうかということと、あと個人情報保護に関する研修を指定管理者としてされているということなんですが、現状どのようになっているか、

2点お伺いしたいと思います。

【中央図書館管理係長】指定は21年4月1日でしたが、2月、3月におきまして、指定管理者の職員につきましては、おのおの指定管理者の会社の中でそういう個人情報にかかわる研修と、さらに中央図書館におきまして、先ほどご説明しました中央図書館の情報セキュリティポリシーにのっとりた形で研修をさせていただいたところがございます。

それから、これは昨年話になりますが、指定管理者を選ぶ際にプロポーザルを行っているんですが、プロポーザルの際の一番重要な質問項目の中に、情報管理をどう、各指定管理に応募された方がされているかということが質問の中で一番大きな要素だったというふうに記憶しております。

今年の、この4月、5月でございますが、私どもを含めまして、各職員が地域館に、これは指定館3館ですが、そちらへ伺ってチェックというか、運用状況を確認している最中でございます。まだ2カ月しかたっておりませんので、詳細につきましてはそういうところがございます。

【川村委員】現況はわかりました。

まだ始まったばかりということで、人の退職ですとか、また新しく採用ということは余りないかとは思いますが、その際の研修につきましては、会社で行うものと、また中央図書館でやるものということで先ほどお話もございましたけれども、新規に採用なされた方についても随時、中央図書館でのそういう研修もなさるということでよろしいのでしょうか。

【中央図書館管理係長】中央図書館が積極的にというよりも、中央図書館が指定管理者に対してサジェスションを行いながら、情報セキュリティをしっかりと実施するというご理解いただければと思います。

【川村委員】そのところは厳密によろしくお願いします。

【会長】ほかにございますか。

どうぞ。

【林委員】既に行われているところの、週に1回の就職情報誌なんかで、どうも固定されていないらしくて、さっきどなたか言われたような図書館のところで継続的に職員を募集しているのですが、その項目を見ると、うたい文句としては非常に簡単であると、図書館の受付業務だよというようなことなただけで、ここに電磁的とあるものですから、結論的にどういうふうに個人情報の保護についての教育を区の皆さんがご指導されるか、お回りになって厳しくごらんになっているので、これからその成果が発揮されるんでしょうけれども、現状あのキャッチフ

レーズで見ると、非常に簡単なPC操作だけでいいよ。しかも電磁操作は、IDだから、そのIDのあれのところを自分でもってお客さんのあれに基づいて自分でつくってあげましょうというような感じのうたい文句で、恐らくあれで時給幾らというような形で出ていますから、ああいう簡単な形で採用されていくんだろうと思うんですけども、もしあれがそうだとすると、個人情報保護に関してはそれほど、こんなに簡単なものだというので、非常に重大な法律にのっとった形での管理というような意識づけは、やっぱりここはきちんと、区のほうやっていたらいいんですけども、ちょっとそこらへんのところ。あのキャッチフレーズ、要するに就職情報誌を見ると、こういうのを見るといかにも簡単にあれしているなということで、実際にここで見るときちんと、一応教育と書いてありますので、どんなふうな教育をされるのかなと思ったり、ちょっとしました。

【中央図書館管理係長】実は指定管理も含めてそうなんですけど、図書館においては、個人情報扱う際には、私どもの方にあるようなこういう簡単なカードではなくて、個人一人ずつにIDカードが発行されます。それによりまして、本人がどういう操作をしたかというのがすべて図書館情報システムの中でチェックできるような形になっておりますので、今、林委員がご心配されたようなことは全くないとは言いませんが、片方で、今そういう就職情報誌で募集していることも承知しております。

ただし、現時点では、先ほど来申し上げているように、セキュリティチェックを十分させていただいているところでありますし、私どものほうに、中央図書館の中にサーバーを置いているんですけど、サーバー室につきましても誰でも入れるというわけではなくて、私どものほうもかなりチェックが、我々個人がチェックが厳しくされていますので、そこについてはあわせてソフトの部分での研修と、それからハードの部分でのそういうシステムが相乗で、個人情報につきましてはしっかり管理をしているというふうに認識しているところでございます。

【林委員】わかりました。ありがとうございます。

【副会長】制度なんですけど、図書館の中で、職員なのかよくわからないんですけど、これはゼロじゃなくて、こういう人たちを採用しても、誰かまだほかに、これはどうも受付業務かなと思って、さっと理解しているんですけども、何か本来の職員さんがいて、管理業務が別にあるんじゃないかなとか、そういうことが全くわかっていなくて、そういう職員さんとかいう人たちの比率とか、何か作業の区分はどうなっているのか、ごく簡単でいいんですけど、これは任せっ放しではないですね。

【中央図書館管理係長】4月1日から戸山、北新宿、中町の3館につきましては、指定管理者

制度が今年から発足しております。その3館につきましては、すべてお任せというわけではないんですけれども、一般的に、受付業務でありますとか、開館準備でありますとか、それについてはお任せしております。

ただし、経理的業務の中で、例えば本の購入につきましては、全館で購入したほうが割引率等がいいものですから、経理につきましては中央図書館が責任を持ってやらせていただいているところです。それから、例えばレファレンス業務で若干、お客様のほうから質問事項が困難なような場合につきましては、すべて中央図書館が対応しているような状況ですし、現時点では地域館の開館の時間が、指定管理館でもそうなんですけれども、平日、火曜日から金曜日までは朝9時から午後7時までなんですが、中央図書館は火曜から土曜まで朝9時から夜8時まで開館している関係で、そのフォローはできるというふうに認識しているところでございます。

では、毎日、指定館のほうへ伺えるかということ、そもいかないものですから、例えばこれにあるようなインフルエンザのような場合は、中央図書館のほうから指示をさせていただいて、対応させていただいたところでございます。

【会 長】ひやま委員、どうぞ。

【ひやま委員】1点だけお聞きしたいんですけれども、指定管理者が取り扱う個人情報の項目の中に区長へのはがきとございますよね。これは図書館利用者が何らかの意見を区長へということだと思うんですが、これは図書館で受理して、どういった形で区長の手元に手渡されるのですか。

【中央図書館管理係長】今、若干システムが春以降、変わりました、すべて区政情報課のほうで、区長へのはがき等について、システムで、質問ということで中央図書館に送られてきます。ただ、その中身については、例えば図書館の職員の接遇が悪いというようなことがあったとしました場合、今言うようなことでその事実関係を確認しなければだめなものですから、私どものほうですべて、中央図書館で一度受けたものを、地域館にこういう事情があったかどうかというのを確認をさせていただくということで、その確認行為をここで、区長へのはがきということで端的にあらわさせていただいたところでございます。

【ひやま委員】ということは、区長へのはがきは区長の手元には届かないということですか。

【中央図書館管理係長】いえ、失礼しました、決裁等では、これは昨年までの話ですけれども、最終的には区長へその決裁を、回答文を区長へお見せして、そこからお客様のほうに文書で回答したというのが昨年までの例でございます。

【ひやま委員】私がお聞きしたかったのは、区長への手紙という意見書がございますよね、は

がきなり何なり。その要は処理の仕方なんですよ、お聞きしたいのは。その個人情報の処理の仕方をお聞きしたいんです。

【区政情報課長】 区長へのはがきは広聴担当課の担当になるんですけども、今年度、4月からシステムが変わりまして、今までは、はがきそのものを回していたような形だったんですけども、今現在はそれをコンピューターで入力するような処理に変わっております。その入力した内容を一回、各所属にもお返ししているという形になっております。そのときに、今、中央図書館のほうのお話があったのは、窓口でこういう事件があったのかなかったのかというのを確認しなければいけませんので、その確認行為を行うという意味です。ですから、基本的な処理としては、区長まで回っています。同時に一回所属に返すという処理を行っているという形です。

また、回答をどこが書くかということもあるんですけども、またそれはケース・バイ・ケースになってしまう場合もありますけれども、基本的にはその所管課にまずたたき台を書いていただきます。それをすべて広聴担当課、それから区政情報課を通りまして、区長に見ていただくと。そこでまた区長とやりとりをして、最終的に区長が決定をして、それで区長へのはがきを申し出た方にお返しするという流れになっております。

【会 長】 よろしいですか。

【鍋島委員】 今の関連で、一番初めに区長の手紙をもし私が出したとしたら、どこが受け取るんですか。

【区政情報課長】 区長へのはがきを受け取るのは、広聴担当課になります。

【鍋島委員】 そこから、ここの関連は、ここで打ち込みをやってもらうんですか、図書館で。

【区政情報課長】 広聴担当課のほうですべて入力も行います。

【鍋島委員】 そうすると、図書館は何をするんですか。

【区政情報課長】 区長へのはがきについては、各所管には一回確認をしていただく形での、確認というものはありますけれども、本来その中での個人情報の扱いとして、指定管理者まで行くということは、本来は想定はされていないんじゃないかというふうに思うんですけども、基本的にはどういうことが起こったかということを確認するために各所管には送っています。そのことがここで出ているという理解です。

【副会長】 図書館関係のことだけじゃないんですか。

【鍋島委員】 図書館関係のことだけが行くわけですね。

【副会長】 全部が行くんですか。

【区政情報課長】 区長へのはがきは、すべて広聴担当課で受けます。それが各所管ごとで、ごみの問題ですとか、図書館の問題ですとか、いろんな問題があります。それで、例えばもし、ある特定の図書館でも窓口職員の対応についてというものであった場合は、そこにその事実を確認しなければいけませんので、そのものに限って電磁的なものを送ります。そういう処理になっております。

【鍋島委員】 もう一つ、そこは違うんですけど、私もメールもインターネットもいろいろやるんですけども、メールに変なものがくっついてくると、おかしいものが入り込むんです。それでファイアウォールとか、ワクチンをいっぱい打って、それで高度なあれをしますけど、ここもやっぱり契約のときにその点は、やはりどうもこれは区民がそこにメールを送ったりするような、また送り返してくるようには受け取るんですけど、そこが違っていたらあれなんですけど、もし区民が送って、また送り返されてくるようなことだと、そこに入ったウイルスを拾ってまた持ち帰ってくる場合もあるんです。それで私もちょっと被害を受けたとかあるんです。だから、そういうところはきちんと契約のときに、どういうものを入れて、どういうふうなチェックをするのか、常にどういうふうなチェックをされているのかということを中心に契約に入れていただきたいと思います。

【会 長】 ありがとうございます。

お約束のお時間が過ぎております。本当に申しわけございませんけれども、全部上げてほしいという事務局の希望もございまして、一応続けさせていただきます。ご用のある方はどうぞ、ご退席いただいて結構でございますけれども、できるだけご協力ください。

それでは、今の件は了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 ありがとうございます。

資料10の緊急輸送道路沿道特定建築物調査業務委託についてでございます。できるだけ簡潔にご説明していただいでよろしいでしょうか。どうぞ。

【地域整備課長】 地域整備課長の田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

緊急輸送道路沿道特定建築物調査業務委託について、2枚目の事業概要でご説明をさせていただきます。まず緊急輸送道路とは何ぞやということですが、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路ということで、緊急車両とか緊急物資の輸送を重点的に行える、国道、都道、あと広幅員の区道が指定されております。この特定建築物というのは、道路の半分の幅員、例えば40メートルの道路であれば20メートルより高い建物、要はそれがもし倒壊したときに道路を完

全にふさがないようにするという事で特定建築物というのが指定されてございます。

まず、目的でございます。台帳・図面等を作成して、そのために緊急輸送道路の沿道の建物について調査をします。

3枚目をごらんください。建築指導課の建築確認申請支援システムということで、平成13年度から確認申請のデータを、この四角の4段目ですか、建築主の指名、住所等々をデータとして持っております。このデータを、まず1点目は目的外使用をさせていただくということでございます。このシステム自体は建築確認用に使用するという事でございますが、今回の緊急輸送道路のシステムのほうへ目的外使用をさせていただくというのが1点目の利用でございます。

2点目といたしまして、このデータを私どもの委託業者、次のページをごらんください。重要な個人情報の提供を伴う委託等というところでございますが、委託先については指名競争入札で決定いたしますが、この委託業者のほうにこのデータを電磁的媒体、CD-ROMで貸し出すという形で、こちらのデータ処理を行うということでございます。委託においてどういうことに注意するかというところでございますが、特記事項書に付しておりますように、的確な情報の管理、秘密の保持等々に気をつけるように委託業者のほうに指導いたします。

以上、雑駁でございますが、ご説明を終わらせていただきます。

【会 長】ありがとうございました。

それではどうぞ、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。それではどうもありがとうございました。

本件につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、次にまいります。

次は資料11です。若葉地区の事業推進に向けた地区計画見直し等に係る業務委託についてでございます。引き続きまして、どうぞ。

【地域整備課長】引き続きまして、ご説明をさせていただきます。

若葉地区につきましては、木造密集地域ということで、平成5年からこれまで、地区計画等で不燃化促進を図ってまいりました。ずっと長い間この事業を進めてきたわけですけれども、当時策定した地区計画が地区の現状と合わない等々の理由がございまして、現在この地区計画等のまちづくりルールの見直しを検討しております。

今回の個人情報にかかわる部分としては、区が法務局から登記事項証明書をこの若葉地区に

ついて、まず取得します。その情報を、次の3ページ目にございます、委託先として独立行政法人都市再生機構東京都心支社、通称URでございます。こちらのほうにお渡ししまして、紙ベースの情報を電磁的媒体のほうに切りかえていただきます。

この中で、土地の面積だとか建物の所有者、土地の種類、用途と構造とか、こういうものをデータ化したしまして、現在の地区計画とどういうところでそごがあるのかとか、あと実際に事業を推進するにあたって、検討内容の周知だとかそういう部分で、各お宅にダイレクトメール等をするにあたって、この情報をデータ化し、活用するという業務でございます。

委託にあたり区が行う情報保護対策でございますが、業者に対して重々その取り扱いに注意するように指導しながら進めたいと考えております。

以上でございます。

【会 長】 それではどうぞ、ご質問、ご意見がおありの方はよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。了承ということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 どうもありがとうございました。

それでは、資料12です。訪問看護ステーション実習研修委託についてでございます。どうぞご説明をよろしくお願ひいたします。

【健康推進課長】 健康部健康推進課長の杉原でございます。

【健康企画・歯科保健担当副参事】 健康部健康企画・歯科保健担当副参事の白井でございます。

【健康推進課長】 それでは、私のほうから訪問看護ステーション実習研修の委託についてご説明をいたします。本件は条例第14条第1項の事前報告に該当するものでございます。

1ページめくっていただきまして、事業の概要でございます。

事業名は、訪問看護ステーション実習研修。

担当課は、健康推進課でございます。

目的は、在宅療養にかかわる人材の育成。

対象者は、新宿区内の病院に勤務する看護師でございます。

事業内容ですが、病院職員の在宅療養生活に関する理解を促進するために、区内の訪問看護ステーションで実習研修を実施するものでございます。期間は3日間。会場は訪問看護ステーション14カ所で、別紙のとおりでございます。対象の区内病院は別紙の8病院に勤務する看護師。定員は30名でございます。

次のページが、訪問看護ステーションの一覧が上。下のほうの病院に勤務する看護師が実際



に研修を上でのステーションで行うという仕組みでございます。

次のページに詳しい業務委託の内容がございます。

情報の保有課は健康推進課、登録業務は在宅療養支援事業でございます。

委託先は区内の訪問看護ステーション。

委託に伴う情報項目でございますが、委託先が受け入れる研修受講者の氏名、勤務先、勤務先電話番号と担当業務、これはどの病院の何科に勤務しているという表示でございます。

処理させる情報項目の媒体ですが、紙でございます。

委託理由は、在宅療養生活における訪問看護の実習のため。

委託の内容は、オリエンテーションと訪問看護の実習研修、合計で3日間でございます。

委託の開始の時期ですが、本年5月15日から以降継続でございます。

委託にあたり区が行う情報保護対策といたしましては、契約にあたり、別紙の特記事項を付します。

委託事業者に行わせる情報保護対策としましては、取扱責任者、取り扱う者をあらかじめ指定し、提供された情報は施錠できる場所に保管すると、こういう対策を進めるものでございます。

雑駁ですが、以上で説明といたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見ございましたら、ご自由にお願ひします。

よろしいですか。それでは、本件につきましては了承ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもありがとうございました。

次の事項にまいります。

新宿区立学校における個人情報の紛失についての報告を受けたいと思います。ご報告をお願いいたします。

【教育指導課長】教育指導課長でございます。

本日の次第の後についております資料をごらんいただきたいと思います。

まず、発生日時でございますけれども、平成21年4月15日、水曜日、午前11時15分ころでございました。事故の概略でございますけれども、新宿区立学校の教職員が校外学習の一環といたしまして、子どもを連れて近くの公園に行った際、27名分の児童・生徒の氏名、緊急連絡先等を記載した名簿が入った救急バッグを紛失したというものでございます。

具体的なお話をさせていただきますと、今ちょっと手元に持ってきたんでございますけれども、こういう透明な入れ物でございます。この中に名簿等を記載した紙を四つ折りにいたしましてこの中に入れます。そして、その上に500円のテレホンカードと10円玉を入れて、そしてそれを救急バッグの一番下に入れてあったわけでありまして、そして、その上に救急用品、ビニールシート等々を詰めまして、肩にかけて持って行ったということでございます。

そして、公園に着きまして、子どもをブランコに乗せるといったところで、けがをさせてはいけないというので、担当教師が肩からそれを外しまして、柵にかけて子どもをブランコに乗せると。そんなような作業を終えた後、子どもを学校に連れ帰るときに、柵にかけておったものを持って帰るのを忘れてしまったという、そんなことございます。紛失に気がついた後、公園内及び周辺地域を探すとともに、警察に遺失届を提出いたしましたけれども、発見できなかったというものでございます。

学校のとった対応でございますけれども、保護者へは紛失に気づいた直後に電話で連絡をするとともに、翌日には紙ベースでのお知らせを配付いたしました。そして、4月28日に開かれましたPTA総会の折に校長より説明と謝罪を行ってございます。

学校体制といたしましては、個人情報の管理・取り扱い体制につきまして、とにかく再点検をするとともに、再発防止に努めるといったところで研修をしております。具体的には、今、各教員には携帯電話は学校から提供していないところでありますけれども、今現在、逆にテレホンカードを持って電話ボックスを探すよりも、携帯電話を教員は大体持っていますので、それを持たせていったほうが安全だろうと。そして、それがあれば学校にすぐ電話をして、そして家庭にも連絡をすることが可能であるといったことで、間違いなく携帯電話、個人持ちの携帯電話ですけれども、それを持たせることをもって、名簿の持ち歩きは禁止とするということで、それ以降は救急バッグからは、この緊急連絡先は外すといった対応をとったところがございます。

教育委員会の対応でございますけれども、4月17日の段階で区立全学校に事故防止の通知を発出したところがございます。あわせまして、学校から事故の正式な報告が上がった後、再度、校長、そして当該教諭の事情徴収をいたしまして、残念ながら、いずれにしても個人情報が流出したという事実がございますので、都のほうに服務事故の報告を上げたといったところがございます。その個人情報が悪用されたといったような情報は、今現在は入っていないといったところがございます。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

ご質問ございますか。

それでは、これは別に了承ということではないんですかね。お話を承ったということにさせていただきますたいと思います。どうもご苦労さまでした。

どうぞ。

【林委員】気になっていたんですけれども、2月4日にペンディングになりまして、私どもに挙手をされて、あちらの議員の方と私なんかとか、それぞれの方の挙手で覚えているんですけれども、第66の項目だったんですけれども、全学校のあれにコンピューターのということで、これはきょう決めかねるから、後日、ちょうど議会に間に合わないから云々があったんですけれども、次の、ということは恐らく今回のことだと思うんですけれども、報告をしますからということで、あれはどうなるんでしょうか。そういうふうに、全教師にコンピューターを1台ずつ。今のたまたまこの事故の話もそこにつながるんですけれども。すみません。

【区政情報課長】今の件なんですけれども、学校のIT化ということで、全教師に1人1台のパソコンを配備するというので、区としては実行計画事業で、3カ年の計画で今導入を進めています。予算は通りましたので、今現在、内容を具体的なものを詰めているところです。その辺がまだ固まっておりませんので、固まり次第、当審議会でご報告をさせていただきますたいと考えております。

【林委員】あの日たまたま、あざみさんという方と私のほうだけがちょっと反論をした形、反対の挙手になって、そのまま終わったものだから、きょう見たらその方がいないものですから、これで終わったらどうなのかなと思いましたから。

【会 長】それでは、時間が参りましたので、これでよろしいですか。

【区政情報課長】今回は本当に時間が大幅に延長してしまい、申しわけありませんでした。

今回の審議会で、おたっしや運動出前講座の業務委託に伴いまして、委託業者が情報収集するということがございましたので、そちらにつきましては次回の審議会でご報告をさせていただきますたいと思います。

次回の審議会なんですけれども、既に日程表はお渡ししていると思いますけれども、6月23日、火曜日の午後2時からということで予定をしております。場所については本日と同じ第2委員会室でございますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【会 長】それでは、委員の皆様、何かございますか。よろしいですか。

それでは、きょうは長時間、どうも大変ありがとうございました。

これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 4時15分閉会